

掛川市規則第7号

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第4条第5項」を「第4条第4項」に改める。

第21条中「第4条第6項」を「第4条第5項」に改める。

第31条第3項第4号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 2種 69,300円

第57条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2イの表中

「

4級	1 院長の職務
	2 副院長の職務

」

を

「

4級	1 院長の職務
	2 副院長の職務
	3 医監の職務

」

に改め、同表ウの表中

「

5級	1 副室長、技監又は係長の職務
	2 主任の職務
6級	1 診療技術部長又は調整監の職務
	2 室長の職務

」

を

「

5級	1 副室長又は係長の職務
	2 主任の職務
6級	1 診療技術部長の職務
	2 室長の職務

」

に改める。

別表第8ウの表に次のように加える。

106					60
107					61
108					62
109					63
110					64
111					65
112					66
113					67

別表第11イの表を次のように改める。

イ 医療職給料表の適用を受ける職員

職 名	区 分
院長	1 種
副院長 医監	2 種
医務局長 副医務局長 診療部長 診療技術部長 看護部長	3 種
副看護部長 室長	5 種
副室長 看護師長	6 種

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。